

鹿島市大字山浦甲 1564 番地 2 鹿島市土地改良区理事長 中原貞毅から認可申請の鹿島市土地改良区営土地改良事業(維持管理)の計画変更については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定したので、同条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、令和 2 年 12 月 2 日までに佐賀県杵藤農林事務所(郵便番号 849-1312 鹿島市大字納富分 2643 番地 1)に提出してください。

令和 2 年 10 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

鹿島市土地改良区営土地改良事業(維持管理)の変更後の計画書及び変更後の定款の写し

2 縦覧の期間

令和 2 年 10 月 19 日から令和 2 年 11 月 17 日まで

3 縦覧の場所

鹿島市役所